

賃金台帳

(労働基準法第108条・労働基準法施行規則第54条 準拠)

事業場名： 賃金計算期間： 年 月 日～ 年 月 日 支払日： 年 月 日

[illegible]

【記載事項の根拠】氏名・性別・賃金計算期間・労働日数・労働時間数・時間外/休日/深夜の各労働時間数・基本給/手当等の種類ごとの額・控除額の8項目＝労働基準法施行規則第54条1項。日雇い労働者（1箇月超継続使用者を除く）は賃金計算期間の記入不要（同条4項）。管理監督者等・高度プロフェッショナル制度対象者は労働時間数・時間外等の各時間数の記入不要（同条5項）。保存期間：労基法109条により5年間（附則143条の経過措置により当分の間3年間）。